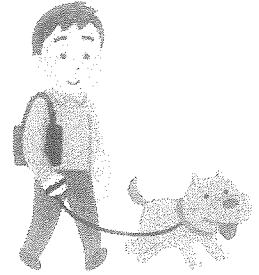


犬の飼い主の皆様へ (係留の義務について)



最近、飼い犬が逃げ出し保健所にて保護される事案が出ております。
下記のことにご留意し、適切な対応をお願いいたします。

- ・ 飼い主は、その飼い犬が人に害を与えないように、おり等の囲いの中で飼う他、丈夫な鎖等で常につないでおく義務があります。
- ・ 飼い犬が雷や花火等大きな音に驚き逃げる場合があります。飼い犬が逃げた場合は、すぐに保健所、警察署、最寄りの市町村にご連絡ください。飼い主が犬を探している時、既に保護されている場合があります。
- ・ 室内飼いの犬が来客時に室外へ逃げることがあります。どんな状況でも逃げられないように、室内飼いの場合は玄関に出る手前に柵を設ける、犬を繋いでおくリードや鎖は定期的に確認・交換する等、逸走防止対策を取ってください。
- ・ 伸縮リードを使用する際には、他の人の迷惑にならない長さで使用するように心がけましょう。

犬が逃げ出さないよう、
しっかり管理しましょう！



記事はこちらからも
ご確認できます

最上保健所保健企画課生活衛生室 TEL29-1261
町民課生活環境係 TEL62-2054 (内線 237)